年　　月　　日

（一社）日本海事検定協会 殿

申請者の名称

住所

(法人の場合は、その名称及び所在地並びに代表者の氏名)

製品検査申請書

下記の製品について、食品衛生法第26条第３項に基づく検査命令書を添えて申請します。

記

1. 製品の名称
2. 製造者又は加工者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）
3. 製造者又は加工者の名称及び所在地（加工食品以外の食品にあっては生産地）
4. 製品の着港年月日
5. 製品の保管場所
6. 申請数量
7. その他

以上

検査手数料一覧表

製品検査手数料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. | 理化学的検査区分 | （円） |
|  | （1）カビ毒 |  |
|  | 1) | 総アフラトキシン | ・・・・・ | 11,000 |
|  | 2) | 総アフラトキシン（キット法）（対象：アフラトキシンB1,B2,G1,G2） | ・・・・・ | 10,000 |
|  |  |  |  |  |
|  | （2）食品中の食品添加物 |  |
|  | 1) | ジブチルヒドロキシトルエン(BHT) | ・・・・・ | 8,000 |
|  | 2) | ジブチルヒドロキシアニソール(BHA) | ・・・・・ | 8,000 |
|  | 3) | 安息香酸 | ・・・・・ | 6,000 |
|  | 4) | ソルビン酸 | ・・・・・ | 6,000 |
|  | 5) | 二酸化硫黄 | ・・・・・ | 6,000 |
|  | 6) | 亜硝酸根 | ・・・・・ | 5,500 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 2. | 細菌学的検査区分 |  | （円） |
|  | (1) | 細菌数 | ・・・・・ | 3,500 |
|  | (2) | 大腸菌 | ・・・・・ | 6,000 |
|  | (3) | 大腸菌群 | ・・・・・ | 5,500 |
|  | (4) | 腸炎ビブリオ | ・・・・・ | 6,000 |

3.　試験品採取

3-1　試験品採取時に自動車により採取を行った場合、試験品採取料として上記製品検査手数料のほかに次の料金を申し受けます。

　（1）検査を行う検査施設の検査員が試験品採取を

　　　　行った場合検査施設から試験品採取地までの距離　　　　　　　　　料金（円）

　　　　　　　　　　１０km未満　　　　　　　 　・・・・・　　　　　　 3,000

　　　　　　　　　　１１km～　３０km　　　　　・・・・・　　　　　　　 　4,300

　　　　　　　　　　３１km～　５０km　　　　　・・・・・　　　　　　　　 6,600

　　　　　　　　　　５１km～１００km　　　　　・・・・・　　　　　　　 10,600

　　　　　　　　　１０１km～１５０km　　　　　・・・・・　　　　　　　 20,100

　　　　　　　　　１５１km以上の場合は、

　　　　　　　　　　公共交通機関を使用し、その実費を請求いたします。

　（2）検査を行う検査施設以外の検査員が試験品採取を行った場合、前項の試験品採取料

　　　の他に通信運搬費として、1,500円を加算いたします。

3-2　遠隔地等で試験品採取時に公共機関を使用した場合には、上記製品検査手数料のほかに次の料金を申し受けます。

　（1）交通費　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　鉄道等の公共機関の実費

　（2）出張料及び採取料

　　　　鉄道等の公共機関の往復移動時間及び見本採取時間に下記金額を乗じた料金

・・・・・　　　1時間当たり2,474円

　（3）宿泊費

　　　　必要な場合は、当協会規程　　　　　　 ・・・・・　　　1泊　10,400円